後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者のみなさんへ

問健康保険課 保険年金係
☎52-5809

後期高齢者医療保険および国民健康保険の保険証などの更新について

【有効期限　7月31日】

現在交付している「後期高齢者医療被保険者証」および「国民健康保険被保険者証」、「国民健康保険高齢受給者証」(※1)の有効期限は7月31日です。新しい保険証などを7月中に簡易書留郵便で送付します。なお、古い保険証などは8月1日以降使用することができませんので、各自で処分してください(返却は不要です)。

※1　医療機関などの窓口で自己負担割合（1割、2割、3割）を示す白色の証です。70歳の誕生日の翌月1日（誕生日が1日の人はその日）より使用することができます。75歳の誕生日に後期高齢者医療制度へ移行するまでの間、交付されます。
年度途中に70歳になられる人については、随時、受給者証を送付します。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

医療費が高額となった場合、認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う負担額が法定の自己負担限度額までとなります。
※認定証の交付を受けずに医療費を支払った場合、限度額を超えた額は、後日、高額療養費による支給となります。

現在認定証をお持ちの人

現在交付されている平成27年度発行の認定証の有効期限は7月31日です。

①後期高齢者医療に加入されている人

8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」(※2)または「区分Ⅱ」(※3)となった人には、7月中に新しい認定証を直接送付します。**自動更新となりますので、更新手続きは必要ありません。**

同一世帯内に住民税の申告などをされていない人(未申告の人)がいる場合、負担区分の判定ができないため、自動更新となりません。該当者には山口県後期高齢者医療広域連合より「勧奨通知」が送付されますので、通知が届いた人で認定証が必要な場合は健康保険課保険年金係までお越しください。

※2　区分Ⅰ：世帯の全員が平成28年度住民税非課税であり、各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円(年金収入は控除額を80万円として計算します)となる世帯に属する人または老齢福祉年金受給者
※3　区分Ⅱ：世帯の全員が平成28年度住民税非課税の世帯で、区分Ⅰ以外の人

②国民健康保険に加入されている人

住民税非課税世帯の人または70歳未満の住民税課税世帯の人で、平成28年度も認定証が必要な人は**申請が必要です**。期限内に必ず更新の手続きをしてください。

現在、適用区分が「オ」または「区分Ⅱ」の認定証（青色）をお持ちの人で、その認定証を交付されている期間の入院日数が、過去1年間で91日以上の場合は、申請することで食事代が更に減額される場合があります。申請の際は、病院の領収書など入院日数の分かる書類をご持参ください。

更新手続き

○**期間**　8月1日（月）～8月31日（水）※土日・祝日を除く
（受付時間）　午前8時30分～午後5時15分
○**申請場所**　健康保険課保険年金係（⑥窓口）
○**必要なもの**
平成28年度の国民健康保険被保険者証、現在交付されている平成27年度の限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証、個人番号カードもしくは個人番号の通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）、印鑑

新規に認定証の交付を希望される人

認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けていますので、必要な人は手続きをしてください。認定証は申請を行った月の初日から有効となります。
※同一世帯内に住民税の申告などをされていない人（未申告の人）がいる場合は、正しい負担区分の判定ができません。健康保険課にご相談ください。

申請手続き

○**対象となる人**
【限度額適用認定証】
・70歳未満の国民健康保険加入者
【限度額適用・標準負担額減額認定証】（入院時の食事代も減額されます）
・同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税である国民健康保険加入者
・同一世帯の全員が住民税非課税である後期高齢者医療加入者
○**申請場所**　健康保険課保険年金係（⑥窓口）
○**必要なもの**
国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、個人番号カードもしくは個人番号の通知カードおよび本人確認書類（運転免許証など）、印鑑

被用者保険（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合など）や国民健康保険組合に加入されている人は、加入されている医療保険者にお問い合わせください。

※国民健康保険一部負担金の減免などについて

災害や収入の減少などの特別な事情により、医療機関での一部負担金（自己負担額）の支払いが困難な人は、申請により必要と認められた場合、一部負担金の減額や徴収猶予の措置を受けることができます。詳細は健康保険課保険年金係にお問い合わせください。